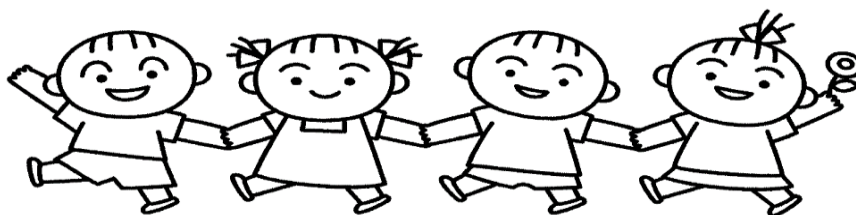


令和6年度 平群町 保育施設入園申込みのご案内

この冊子では町内認定こども園（保育部分）及び保育所等の広域入所について
ご案内いたします。

もくじ

- 1、はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1～P.2
- 2、利用手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3～P.4
- 3、申込みに必要な書類・・・・・・・・ P.5～P.6
- 4、利用者負担額(保育料)・副食費減免について・・・・・・・・ P.7～P.8
- 5、広域入所について・・・・・・・・ P.9
- 6、その他の手続きについて・・・・・・・・ P.10
- 7、令和5年度中に既に在園している方の手続きについて・・・・・・・・ P.10
- 8、保育実施基準指数表・・・・・・・・ P.11～P.12
- 9、町内保育施設のご案内・・・・・・・・ P.13～P.14
- 10、各種お問合せ先・・・・・・・・ P.14



1、はじめに

このご案内では、保育所や認定こども園（保育部分）等の入園申込みについてご案内いたします。平群町立認定こども園への申込みは別紙「はなさとこども園・ゆめさとこども園入園案内（教育部分）」をご確認ください。

幼稚園の入園申込みや、私立認定こども園（教育部分）への入園申込みは直接園にお問合せください。

【保育所・認定こども園（保育部分）等に入園申込みできる方】

保護者が次の①～⑩のいずれかの保育事由に該当し、家庭で保育できないと認められる方
※平群町外に居住している方はP.9「広域入所について」を必ずご確認ください。

- ① 月48時間以上の就労
- ② 妊娠・出産（産前8週、産後8週）
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）※最長3か月間
- ⑦ 就学（職業訓練校での職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること
※育児休業中の新規申込の場合は、入園月中に復職する必要があります
- ⑩ その他、上記に類する状態として町長が認める場合

【令和6年度クラス年齢について】

クラス	生年月日		在園期間（卒園年月日）
0歳児クラス	令和5年4月2日 (2023年)	～	令和12年3月31日
1歳児クラス	令和4年4月2日 (2022年)	～ 令和5年4月1日 (2023年)	令和11年3月31日
2歳児クラス	令和3年4月2日 (2021年)	～ 令和4年4月1日 (2022年)	令和10年3月31日
3歳児クラス	令和2年4月2日 (2020年)	～ 令和3年4月1日 (2021年)	令和9年3月31日
4歳児クラス	平成31年4月2日 (2019年)	～ 令和2年4月1日 (2020年)	令和8年3月31日
5歳児クラス	平成30年4月2日 (2018年)	～ 平成31年4月1日 (2019年)	令和7年3月31日

【教育・保育給付認定について】

各施設の利用申込の際には、家庭の状況に応じて「子どものための教育・保育給付認定」を町から受ける必要があります。

施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請とは、1号認定（教育標準時間）、2号認定（保育標準・短時間）、3号認定（保育標準・短時間）の認定を受けるための申請のことです。認定希望月（認定変更月）の前月末までに必ずお手続きください。

保育所・認定こども園（保育部分）への入園申込みは2号認定、3号認定を受けた児童が対象となります。

認定の種類					
年齢	保育の要・不要	子どものための教育・保育給付認定区分			利用できる主な施設
満3歳以上	不要	教育認定	1号認定	教育標準時間	幼稚園、認定こども園（教育部分）
	要	保育認定	3号認定	2号認定	保育標準時間
3号認定				保育短時間	保育所
満3歳未満				保育標準時間	地域型保育事業
				保育短時間	

【保育の必要量に応じた区分】

保育認定(2号認定・3号認定)を受けた場合には、保育が必要な時間によって「保育標準時間」(最大11時間)又は、「保育短時間」(最大8時間)に区分されます。

N	保育事由	認定区分	認定期間
①	就労	保育標準時間(月120時間以上の労働) 保育短時間(月48時間以上の労働)	就学前まで、又は退職日の月末まで
②	妊娠・出産	保育標準時間 又は 保育短時間	出産予定日の8週間前の日の属する月初から 出産日の8週間後の経過する日の翌日の月末まで
③	疾病・障害	保育標準時間 又は 保育短時間	就学前まで、又は 疾病等が回復した日の月末
④	同居親族の 介護・看護	保育標準時間 又は 保育短時間	就学前まで、又は 介護、監護が終了する日の月末
⑤	災害復旧	保育標準時間 又は 保育短時間	就学前まで、又は 復旧し、保育の必要がなくなった日の月末
⑥	求職活動 起業準備	保育短時間	3か月間 ※原則求職活動期間の延長はできません
⑦	就学 職業訓練	保育標準時間(月120時間以上の就学) 保育短時間(月48時間以上の就学)	学校等を卒業、修了する日の月末
⑧	児童虐待・DV	保育標準時間	理由が解消された日の月末
⑨	育休特例利用	保育短時間	満1歳を迎える年度の3月末まで、又は 就労証明書記載の育児休業終了日の早い方

※保護者の一方が認定区分「保育短時間」の保育事由の場合、他方が認定区分「保育標準時間」の保育事由であっても保育短時間となります。

★育児休業について(育児休業法に基づく休暇の取得に限る)

○在園児のきょうだいが出生したことにより、保護者が育児休業を取得する場合

在園児の保護者が育児休業を取得する場合、保育を必要とする事由がなくなるため、在園児は原則として育児休業に入る月末で退園となります。ただし、育児休業対象児童の育児休業期間及び復職日が書かれた就労証明書を提出いただくことで、育児休業対象児童が満1歳を迎える年度の3月末まで、又は、就労証明書に記載された育児休業期間の終期までの早く迎える日まで継続入園することができます。育児休業期間が延長された場合は、再度就労証明書の提出が必要です。ただし、育児休業中は保育短時間認定となります。

○育児休業を取得している方が入園申込みをする場合

入園申込みの際、就労証明書に育児休業の期間及び職場復帰の年月日が記載されている必要があります。

入園が決定した場合、入園月の月末までに復職する必要があります。復職後に、復職証明書を勤務先に記載いただき、福祉こども課に提出してください。

ただし、入園希望月の前月まで、他の保育園・認定こども園等で育児休業要件で在園している児童に限り育児休業対象児童が満1歳を迎える年度の3月末まで、又は、就労証明書に記載された育児休業期間の終期までの早く迎える日まで育児休業特例利用として入園することができます。※平群町外の保育施設に入所申込みする場合は保育施設が所在する市町村の取扱いによっては、受付できない場合があります。

入園保留となった場合、育児休業の延長や、育児休業給付金等の手続きをする際に、保育施設に申込みをしたにもかかわらず入所できなかったことを証明するために、「入所保留通知書」の提出が求められる場合があります。保育施設への入所申込については、過去の締切日を過ぎた後で、遡っての申込みや変更は受付できません。入所申込みの締切日にご注意のうえ、お手続きをしてください。

Q&A

Q1 仕事を辞めました。いつまで入園できますか？

A 求職活動を始める、疾病等により長期休養が必要であるといった、他の保育が必要である事由がない場合、退職した月の月末で退園又は、3～5歳児で町内こども園を利用している場合、教育認定に変更となります。他の保育が必要である事由がある場合、退職した月中に認定変更の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

Q2 父が月120時間以上の就労、母が求職活動中です。保育標準時間を希望できますか？

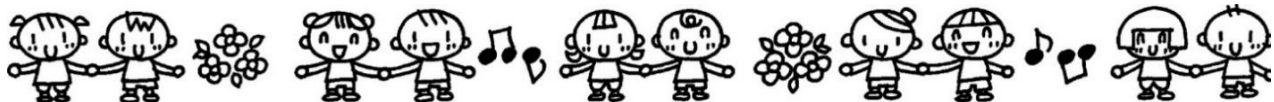
A 120時間の就労は保育標準時間認定となりますが、求職活動中は保育短時間認定となります。保育短時間区分の保護者がいらっしゃるため、ご希望いただけるのは保育短時間認定のみとなります。

2、利用手続きの流れ

	4月入園一斉申込み	随時入園申込み
申請書配布	令和5年10月2日(月)から福祉こども課及びはなさとこども園・ゆめさとこども園で配布	
受付期間	令和5年10月6日(金)から 令和5年11月6日(月)まで	入園希望月の2か月前の初日から月末 (月末が土日祝日の場合、直前の開庁日) ※下表「随時入園申込受付期間」参考
	※郵送の場合は必着 ※上記以外の期間の受付はできません。	
受付場所	【窓口】平群町役場 福祉こども課 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く) 【郵送】〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1-1-1 平群町役場 福祉こども課 宛 必要書類がすべて整った時点での受付となります。期日を過ぎてからの受付はできません。	
申込書類の審査	提出された書類等の審査・確認を行い、保育の必要性の認定を行います。	
入園選考	定員を超える申込みがあった場合、「実施基準指数並びに利用調整に関する基準調整指数」により選考されます。※指数についてはP.11～P.12をご確認ください。	
選考結果	12月下旬頃発送	入園月の前月10日発送 (閉庁日の場合は、翌開庁日)
	入園の内定通知・入園の保留通知ともに郵送します。 ※入園が保留の場合、令和6年度中の申込者名簿に登録され、以後、毎月入園選考の対象になります。 ※入園内定となった方のうち、転入予定で申込みをされた方は、入園月の前月末までに転入の手続きを完了してください。入園月の前月末までに転入できない場合は内定取消となります。	
面接 健康診断	内定した児童と保護者にこども園での面接、また、児童に園医の健康診断を受けていただきます。	
入園決定	入園するこども園と利用契約の締結	

※注意事項※

- ①入園申込は年度ごとに必要となりますので、令和5年度に既に入園申込みをしていて入所保留となっている方も令和6年度入園を希望する場合は再度入園申込みが必要となります。
- ②各こども園での面接・健康診断の結果内定取消を行う場合があります。
- ③申込書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、入園の決定等は取消となります。
- ④必要書類の提出がない場合は、選考の対象になりません。
- ⑤保護者が育児休業を取得している場合には、入園月の月末までに職場復帰する必要があります。
- ⑥利用開始日は各月の月初となります。(月の途中入園はできません。)



★随時入園申込受付期間

利用開始希望月	申込受付期間	利用開始希望月	申込受付期間
令和6年4月入園	令和6年2月1日～令和6年2月29日	10月入園	令和6年8月1日～令和6年8月30日
5月入園	令和6年3月1日～令和6年3月29日	11月入園	令和6年9月1日～令和6年9月30日
6月入園	令和6年4月1日～令和6年4月30日	12月入園	令和6年10月1日～令和6年10月31日
7月入園	令和6年5月1日～令和6年5月31日	令和7年1月入園	令和6年11月1日～令和6年11月29日
8月入園	令和6年6月1日～令和6年6月28日	2月入園	令和6年12月1日～令和6年12月27日
9月入園	令和6年7月1日～令和6年7月31日	3月入園	令和7年1月1日～令和7年1月31日

※土日祝日、年末年始等の閉庁日は窓口受付は行っていませんのでご注意ください。

※郵送の場合、必着です。

★入所保留について

希望している保育施設での入所が決定されなかった場合、入所保留となります。「入所保留通知書」は申込みの初月のみ送付いたしますが、保育認定の期限が切れないかぎり、年度末まで毎月入園選考されます。

また、育児休業の延長や、育児休業給付金等の手続きをする際に、「入所保留通知書」の提出が求められる場合があります。保育施設への入所申込については、過去の締切日を過ぎた後で、遡っての申込みや変更は受付できません。入所申込みの締切日にご注意のうえ、お手続きをしてください。

※育児休業延長や育児休業給付金等の手続きにつきましては、就労先やハローワーク等にご確認ください。



Q&A

Q3 先着順で入園が決まりますか？

A 先着順ではありません。受付期間内にお申込みをした方の保育を必要とする状況を確認した上で、保育を必要とする度合いの高い順に入園を決定します。保育を必要とする度合いの基準については、P.11～P.12「令和6年度 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」をご確認ください。なお申込人数が受入可能人数を超える場合は、選考の結果、入園できないことがあります。

Q4 入園の選考は第一希望で申し込んでいる人が優先されますか？

A 優先されません。例えば、同じこども園について第一希望で申し込んでいる方と第二希望で申し込んでいる方で、後者の方が保育を必要とする度合いが高ければ、後者が優先されます。

Q5 空きのない保育施設も希望することはできますか？

A 申込みの時点で空きがなくても、在園児の退園等で空きが発生することがあります。空き状況にかかわらず、利用したい保育施設から順にご希望ください。

Q6 3歳児クラス以上で、保育認定で入園申込みをしましたが、在園中に教育認定への変更はできますか？

A 認定変更可能です。ただし、入園申込時のご家庭の状況が入園後も続くことを前提に選考しているため入園月の認定変更は原則不可となります。（入園月までに保育要件がなくなった場合、入園取消となる場合があります。）

Q7 現在妊娠中ですが、出産前でも申込みはできますか？

A 妊娠中のお子さんについての申込みはできません。出産後にお申込みください。きょうだいについては出産要件等でお申し込みが可能です。

Q8 入園申込みをしたいのですが、必要書類が整っていません。後日、不足書類を提出するので、今準備が出来る書類だけで受付していただけますか？

A 受け付けません。すべての書類が整った時点での受付となります。申込みには期日が設けられていますので、必ずその期日までに必要書類を整えて提出してください。



3、申込に必要な書類

- (1)施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申込書
 (2)重要事項確認書
 (3)児童健康調査票
 (4)個人情報に係る同意書
 (5)提出書類確認シート
 (6)保育を必要とする事由証明書類（保護者全員分）

NO	保育事由	必要書類
①	就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書
	就労内定	<input type="checkbox"/> 健康保険証や社員証など在籍していることが確認できる書類 ※就労証明書に事業所の証明印がない場合のみ必要
②	就労(自営業) 事業主及び協力者 (事業主の3親等以内の親族)	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※就労証明書に押印欄はございませんが、事業所印の押印が必要です。
		<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書（第1表・第2表）、開業したばかりで上記の書類を提出できない場合は、開業届の写し、営業許可証の写しなど
③	妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書
		<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し（表紙・出産予定日記入頁）
④	疾病・障害	<input type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書
		<input type="checkbox"/> 通院・入院証明書又は、精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写しのうちいずれか一つ
⑤	同居親族の 介護・看護	<input type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書
		<input type="checkbox"/> 通院・入院証明書又は、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、要介護認定が分かる書類のうちいずれか一つ
⑥	災害復旧	<input type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書
		<input type="checkbox"/> 罹災証明書
⑦	求職活動 起業準備	<input type="checkbox"/> 就労予定申立書
		<input type="checkbox"/> 【求職活動の場合】求職活動支援機関等利用証明
		<input type="checkbox"/> 【起業準備の場合】企業準備していることが分かる書類（賃貸契約書、領収書等）
⑧	就学 職業訓練	<input type="checkbox"/> 就学予定申立書
		<input type="checkbox"/> カリキュラム/時間割
		<input type="checkbox"/> 在学証明書又は入学の合格通知書

(7)不動産売買契約書の写し又は不動産賃貸契約書の写し（転入予定で申込みの方のみ）

(8)申請児童の障害者手帳・療育手帳の写し又は診断書

申込み児童が障害を有している。又は療育を受けている場合に必要。

(9)保育料等算定に関する書類

内容	提出書類
【利用申込書に個人番号を記載していない方のみ】 (個人番号による情報連携を行い、所得が確認できない場合は、別途課税証明書の提出を依頼する場合があります。) 令和5年1月1日の住所が平群町外にあり、4～8月利用を希望の場合 令和6年1月1日の住所が平群町外にあり、9～3月利用を希望の場合	※世帯の状況により同居の祖父母分の提出を追加でお願いすることがあります。 令和5年度住民税（非）課税証明書 令和6年度住民税（非）課税証明書
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書等の写し
中国残留邦人支援給付の受給	中国残留邦人支援給付受給証明書等の写し
里親家庭、ファミリーホームでの養育	委託を証明する書類の写し
ひとり親（事実婚状態にある者を除く）	ひとり親医療証・児童扶養手当証書・戸籍謄本 いずれか一つの写し
配偶者と別居しており、離婚協議中である	離婚協議書・事件係属証明書・調停期日通知書 いずれか一つの写し
同一世帯者の障害等（申請児童、保護者含む）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金等受給の分かるもの いずれか一つの写し

(9)利用調整指数に関する書類

内容	提出書類
保護者の常時病臥、精神病（手帳なし）、感染症による居宅療養	診断書
61歳未満の同居の祖父母（別世帯含む）の保育を必要とする事由証明書類	P5記載の保育を必要とする事由証明書類のうち「就労・就労内定(月64時間以上)」、「自営業事業主及び協力者(月64時間以上)」、「就学・職業訓練」、「疾病・障害」「同居親族の介護・看護」、「災害復旧」の要件(P5.に記載されている書類が必要)
父母1人の単身赴任	単身赴任証明書及び賃貸契約書（住民票を移していない場合）又は、直近の単身赴任手当の支給実績が分かる書類
父母1人の長期入院	入院証明書
保護者の障害等	手帳の写し（身体障害者手帳1・2級、視聴覚又は言語に関する身体障害者手帳3級、療育手帳A・B、精神障害者福祉手帳1～3級）
同一世帯者の障害等（保護者、申請児童を除く）	手帳の写し（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級）
生計を維持する者の失業（自発的失業を除く）	雇用保険受給資格証の写し
保育士として月20日以上1日6時間以上の勤務	就労証明書
地域型保育（家庭保育室を含む）を入所満了で卒園する（連携施設を自己判断で選択しなかった場合を除く）	入所満了で卒園することが分かる書類（契約書等）の写し
認可外保育施設等に有料で週4日以上かつ1日4時間以上の預託をしている (保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る)	預託をしていることが分かる書類（契約書等）の写し

Q&A

Q9 就労証明書は、会社を書いてもらうものなのですか？

A 勤務先等が記入し、証明を受けてください。

自営の場合は、自営主が自ら記入・証明し、確定申告書（第1表・第2表）等の自営業を証明する書類を添付して下さい。

Q10 申請書類は写しの提出でもよいですか？

A 写しの提出は認められません。原本を提出してください。

Q11 就労証明書や求職活動支援機関等利用証明等の証明書はいつのものまで有効ですか？

A 内容に変更がないことを前提として、令和5年10月以降の証明かつ、申込日の3か月前のものまでが有効です。

Q12 きょうだいで2人以上申請する場合、申込書類はきょうだい分必要ですか？

A きょうだい分必要なものと、一部の提出でよいものがあります。

○きょうだい分必要なもの

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申込書、児童健康調査票

○一部の提出でよいもの

重要事項確認書、提出書類確認シート、保育を必要とする事由証明書類、不動産売買契約書の写し又は不動産賃貸契約書の写し、住民税(非)課税証明書、利用調整指数の加算や保育料等算定等に必要な書類

Q13 配偶者と別居しており、離婚協議中ですが、配偶者の保育を必要とする事由証明書は必要ですか？

A 離婚協議書、事件係属証明書、調定期日通知書等で離婚協議中であることが確認できる場合は、提出が不要です。ただし、離婚協議中であっても配偶者と同居している場合は配偶者の保育を必要とする事由証明書の提出が必要です。

Q14 入園申込み後、家庭状況等（仕事、家族構成、保育状況等）が変わった時は手続きが必要ですか？

A 申込み時の指数（就労状況、家族構成、保育状況等）が入園後も継続するものとして選考します。変更があった場合は必ず福祉こども課まで速やかにご連絡ください。また、福祉こども課による調査により家庭状況等に変更があることが判明した場合、利用調整指数が減算となる場合もあります。



4、利用者負担額（保育料）・副食費減免について

保育料額や給食費副食費の減免については、保護者の市町村民税の所得割額（住宅ローン控除・寄付金控除・外国税控除等を控除・配当控除・配当額割控除及び株式譲渡所得割額控除を控除する前の税額）に応じて決定されます。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和5年度 市町村民税所得割課税額で算定 (令和4年分収入に対する課税額)	令和6年度 市町村民税所得割課税額で算定 (令和5年分収入に対する課税額)
--	--

※以下の保育料等は令和5年10月1日現在の料金であり、今後変更される場合があります。

※3～5歳児は保育料が無償となります。

※0～2歳児は保育料に給食費が含まれていますので、給食費としての徴収はありません。

★0～2歳児保育料金表

(年度途中で満3歳となり2号認定となった2歳児クラスの児童を含む)

住民税 所得割額		第1子		第2子		第3子以降	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	均等割の額のみ	ひとり親世帯等	3,900円	3,900円	0円	0円	0円
	(所得割額のない世帯)	その他世帯	8,800円	8,700円	4,400円	4,350円	0円
D1	5,000円未満	ひとり親世帯等	3,900円	3,900円	0円	0円	0円
		その他世帯	9,800円	9,600円	4,900円	4,800円	0円
D2	5,000円以上 28,000円未満	ひとり親世帯等	3,900円	3,900円	0円	0円	0円
		その他世帯	10,400円	10,200円	5,200円	5,100円	0円
D3	28,000円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	3,900円	3,900円	0円	0円	0円
		その他世帯	14,600円	14,400円	7,300円	7,200円	0円
D4	50,000円以上 74,000円未満	ひとり親世帯等	3,900円	3,900円	0円	0円	0円
		その他世帯	16,300円	16,000円	8,150円	8,000円	0円
D5	74,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	3,900円	3,900円	0円	0円	0円
		その他世帯	16,300円	16,000円	8,150円	8,000円	0円
D6	77,101円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等	16,300円	16,000円	8,150円	8,000円	0円
		その他世帯	22,000円	21,700円	11,000円	10,850円	0円
D7	97,000円以上 121,000円未満	ひとり親世帯等	22,000円	21,700円	11,000円	10,850円	0円
D8	121,000円以上 145,000円未満	ひとり親世帯等	28,400円	28,000円	14,200円	14,000円	0円
D9	145,000円以上 169,000円未満	ひとり親世帯等	35,900円	35,400円	17,950円	17,700円	0円
D10	169,000円以上 196,000円未満	ひとり親世帯等	42,800円	42,000円	21,400円	21,000円	0円
D11	196,000円以上 223,000円未満	ひとり親世帯等	45,600円	44,900円	22,800円	22,450円	0円
D12	223,000円以上 250,000円未満	ひとり親世帯等	50,100円	49,300円	25,050円	24,650円	0円
D13	250,000円以上 277,000円未満	ひとり親世帯等	52,200円	51,400円	26,100円	25,700円	0円
D14	277,000円以上 301,000円未満	ひとり親世帯等	53,300円	52,500円	26,650円	26,250円	0円
	301,000円以上	ひとり親世帯等	54,400円	53,500円	27,200円	26,750円	0円

※「ひとり親世帯等」には、障害者のいる世帯を含みます。（別世帯親族等の障害は対象外）

※「生活保護世帯等」には、中国在留邦人等支援給付の受給者、里親に養育されている児童、小規模住居型児童養育事業に入居している児童を含みます。

★副食費免除対象者（給食費は主食費と副食費で構成されています）

- ・生活保護世帯等
- ・第3子以降の児童
- ・教育認定（1号認定）で市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯の子ども
- ・保育認定（2号認定）で市町村民税所得割課税額 57,700円未満世帯の子ども
- ・【ひとり親世帯・在宅障害児（者）がいる世帯】
保育認定（2号認定）で市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯の子ども



★保育料・副食費免除における多子の算定基準

- ・【教育・保育認定共通】住民税所得割額 77,101円未満の世帯は、同一生計の子ども全員を算定します。
- ・【教育認定(1号認定)】住民税所得割額 77,101円以上の世帯は、小学校3年生までの下表の施設に入所又は利用している子どもを算定します。
- ・【保育認定(2・3号認定)】住民税所得割額 77,101円以上の世帯は、小学校就学前までの下表の施設に入所又は利用している子どもを算定します。

多子算定施設（きょうだいの所属施設）

※認可外保育施設は対象外

小学校、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童

Q&A

Q15 仕事をしておらず、収入がないのですが所得の申告が必要ですか？

A 所得がない場合でも申告が必要です。ただし、令和5年1月1日時点で平群町に住民票住所のある方で、父又は母の税の控除対象配偶者である方は不要です。

Q16 保育料や副食費の減免はいつ分かりますか？

A 4月～8月分は3月中、9月～3月分は8月中に通知いたします。随時入園決定者には入所承諾と同時に通知いたします。ただし、課税額が確認できない場合は、上限金額で仮算定されます。

Q17 離婚してひとり親家庭になった場合、保育料は安くなりますか？

A ひとり親家庭となった場合、同居者がいない場合は、ひとり親のみの税額で保育料を算定します。また、その結果、基準額より軽減される場合があります。ただし、同居者がおり、同居親族のうち最も税額が高い方を「生計の主宰者」として算定する場合がありますので、以前より保育料が高くなる場合もあります。

Q18 入園児の兄弟がいると保育料が減免されると聞きましたがどうなるのでしょうか？

A 保護者の住民税所得額や兄弟の通園、通学している施設により変わります。きょうだいの数え方については、上記「★保育料・副食費免除における多子の算定基準」をご確認ください。

★納付方法

費用	平群町立 認定こども園	私立認定こども園 小規模保育事業	私立保育所
保育料	平群町へ納付 (口座振替)	施設へ納付	平群町へ納付 (納付書)
給食費・共済掛金 延長保育料金	平群町へ納付 (口座振替)	施設へ納付	施設へ納付

※施設への納付は施設によって納付方法が異なります。

平群町立認定こども園保育料等の口座振替について

保育料等の振替口座は、児童又は保護者名義の南都銀行口座となります。

入園決定後、預金口座振替依頼書を送付いたしますので、入園前に南都銀行にてお手続きください。

※南都銀行口座を用意できない場合、奈良中央信用金庫口座となります。入園決定園又は福祉こども課までお問合せください。

平群町立認定こども園口座振替予定日（令和6年度）

引落日	保育料 ※1	主食費 ※2	副食費 ※2	延長保育料 ※3
令和6年5月28日	4月・5月分	4月・5月分	4月・5月分	4月分
6月28日	6月分	6月分	6月分	5月分
7月29日	7月分	7月分	7月分	6月分
8月28日	8月分	8月分	8月分	7月分
9月30日	9月分	9月分	9月分	8月分
10月28日	10月分	10月分	10月分	9月分
11月28日	11月分	11月分	11月分	10月分
12月30日	12月分	12月分	12月分	11月分
令和7年1月28日	1月分	1月分	1月分	12月分
2月28日	2月分	2月分	2月分	1月分
3月28日	3月分	3月分	3月分	2月分

※1 保育料については、0歳児・1歳児・2歳児のみ

※2 主食費、副食費については、3歳児・4歳児・5歳児のみ

※3 令和7年3月分の延長保育料については、こども園にて現金納付いただきます。

※共済掛金については、年度当初（5月引落日）に徴収いたします。（途中入園の場合は入園初月）

5、広域入所について

広域利用とは、居住している市区町村と異なる市区町村の保育所等を利用することです。市区町村によって広域入所の取扱いが異なりますので、必ず双方の市区町村にご確認ください。広域入所で入所決定された場合、利用期間は入園年度の年度末までとなります。継続利用をご希望される場合は、再度新規入園申込みが必要となります。なお、継続できるとは限りません。

★平群町在住で平群町外の保育所等を希望する場合

希望する保育所等の所在する市区町村に以下のことを確認し、締切日の5～7開庁日前までに入園申込み書類を平群町福祉こども課にご提出ください。なお、書類の確認等はできませんのでご注意ください。希望する保育所等の所在する市区町村で選考を行い、選考結果は平群町福祉こども課から通知します。

【希望する保育所等の所在する市区町村に確認すること】

- ①広域入所申込みが可能であるか。
- ②空き状況
- ③申込締切日（受付期間）
- ④申込書類等様式、必要書類（希望する保育所等の所在する市区町村の書類を使用する場合、平群町の様式を使用できる場合があります。）
- ⑤その他、入所申込みに関する注意事項、選考方法、結果公表日等

※希望する保育所等の所在する市区町村に転出の予定がある場合は、平群町を介さず直接申込ができる場合があります。

★平群町外在住で平群町の認定こども園（保育認定）を希望する場合（転入予定）

入園決定月の前月末までに平群町に転入予定の方が対象です。入園が決定されていても、平群町への転入が確認できない場合、入園取消となりますのでご注意ください。

平群町の申込様式をご利用いただき、平群町福祉こども課に提出してください。（郵送可）

ただし、自治体によっては、現在居住している市区町村を通じての申込みを必要とする場合がありますので、事前に居住している市区町村で平群町への直接申込みをしてよいかご確認ください。

★平群町外在住で平群町の認定こども園（保育認定）を希望する場合（転入予定以外）

平群町の申込様式を居住している市区町村に提出してください。（居住している市区町村から平群町福祉こども課に郵送され、平群町福祉こども課に届いた日が受付日となります。）

4月一斉入園申込みでの受付は行っておりません。4月入園をご希望の方は2月中に行われる随時入園申込でお申込みしてください。ただし、平群町民の入園が優先されるため、定員に空きがある場合でも入所保留となる場合があります。

★平群町内の認定こども園(保育認定)を利用しており、町外に転出するが継続利用を希望する場合

転出先の市区町村に広域入所として継続利用が可能か確認してください。転出先の市区町村で広域入所の取扱いが可能な場合のみ年度末まで継続利用が可能です。その後も利用したい場合は新規入園申込みが必要です。



6、その他の手続きについて

手続き内容	必要書類	提出先	提出期限
入園申込取下げ	支給認定取下げ兼子ども園入園・転園申込書の取下げ・辞退届	福祉子ども課	-
入園辞退	支給認定取下げ兼子ども園入園・転園申込書の取下げ・辞退届	福祉子ども課	入園決定月の前月末
退園	支給認定取下げ申請書兼退園届	利用している園	退園月の月末

★入園申込後に家庭状況等が変わった時

申込時の指数（勤務先、就労日数、勤務時間等）が入園後も継続するものとして先行します。転職等により指数が下がった場合は、入園の取消や退園になることがあります。変更があった場合は必ず福祉子ども課まで速やかにご連絡ください。

★在園中に家庭状況等が変わった時

認定や保育料が変更になることがありますので、必ず福祉子ども課まで速やかにご連絡ください。以下、例です。

- ①保育を必要とする事由がなくなったとき（例：退職したとき等）、転出するとき
- ②保育を必要とする事由が変わったとき（例：転職等により就労証明書で届けている内容が変わった、求職活動中だったが就労が決まった、妊娠した、育児休業が決定した、離婚した等）
- ③家庭状況（転居、結婚・離婚、氏名変更、出生、生計を共にする家庭の状況等）に変更があったとき
- ④所得の更正を行ったとき

Q&A

Q19 長期間通園しない場合はどうなりますか？

A 原則3か月以上、園を休む場合は退園となります。該当される場合は、福祉子ども課、利用している園にご相談ください。なお、登園しない場合でも、在籍していれば、保育料は全額徴収となります。

Q20 年度途中で転園申込をすることは可能ですか？

A 可能です。転園希望月の2か月前初日から月末までに、申請してください。

7、令和5年度中に既に在園している方の手続きについて

令和5年度中に、既に町内認定子ども園を利用しており、引き続き平群町に居住する方は、令和6年度も現在利用している認定子ども園を継続して利用することができます。令和6年度の利用にあたっては、現在利用している認定子ども園を通じて、手続きをする必要があります。

(1)必要書類

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申込書
- ・保育を必要とする事由証明書（就労証明書等）※令和6年度保育認定希望者のみ

(2)提出先

現在利用している認定子ども園

(3)提出期限

令和5年11月6日（月）

★町内の子ども園に転園申込みをする場合

利用している園	提出書類	提出場所	提出期限
はなさと子ども園 ゆめさと子ども園	入園申込みと同様の書類 子ども園等転園申込書	利用している園	入園申込みと同様
レイモンド平群 子ども園	入園申込みと同様の書類	福祉子ども課	入園申込みと同様

8、令和6年度平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用調整に関する基準

★実施基準指数表

※基準日 入園申込み期間終了日

			保育にあたる保護者の就労等形態		基準指数	
1	居宅外労働	外勤	週5日以上勤務 (月20日以上)	1日7時間以上(週35時間以上)の就労を常態	20	
				1日6時間以上7時間未満(週30時間以上)の就労を常態	18	
				1日5時間以上6時間未満(週25時間以上)の就労を常態	16	
				1日4時間以上5時間未満(週20時間以上)の就労を常態	14	
				1日7時間以上(週28時間以上)の就労を常態	16	
		又は 週4日以上勤務 (月16日以上)	1日6時間以上7時間未満(週24時間以上)の就労を常態	14		
			1日5時間以上6時間未満(週20時間以上)の就労を常態	12		
			1日4時間以上5時間未満(週16時間以上)の就労を常態	10		
			自営 週3日以上勤務 (月12日以上)	1日7時間以上(週21時間以上)の就労を常態	10	
				1日6時間以上7時間未満(週18時間以上)の就労を常態	8	
月8日以上	1日8時間以上の就労を常態	6				
上記以外の外勤・自営		4				
2	就労	居宅内労働	自営	週5日以上勤務 (月20日以上)	1日7時間以上(週35時間以上)の就労を常態	18
				1日6時間以上7時間未満(週30時間以上)の就労を常態	16	
				1日5時間以上6時間未満(週25時間以上)の就労を常態	14	
				1日4時間以上5時間未満(週20時間以上)の就労を常態	12	
				1日7時間以上(週28時間以上)の就労を常態	14	
			週4日以上勤務 (月16日以上)	1日6時間以上7時間未満(週24時間以上)の就労を常態	12	
				1日5時間以上6時間未満(週20時間以上)の就労を常態	10	
				1日4時間以上5時間未満(週16時間以上)の就労を常態	8	
				週3日以上勤務 (月12日以上)	1日7時間以上(週21時間以上)の就労を常態	8
					1日6時間以上7時間未満(週18時間以上)の就労を常態	6
		月8日以上	1日8時間以上の就労を常態	4		
		上記以外の自営		2		
		内職	1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14		
			1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12		
上記以外の内職	3					
3	求職活動 起業準備	公共職業安定所の記録により1ヶ月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合 求職中(就労先未定)(上記以外)	3			
4	不存在	死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁など	1			
4	不存在	死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁など	20			
5	妊娠出産	出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から出産日の8週後の経過する日の翌日の月の末日の期間	10			
6	就学	既に日中、就学・技能習得のための外出を常態	1準用			
		日中、就学・技能習得が内定している場合(その他)				
7	病気	自 宅 療 養	1ヶ月以上入院している場合(入院予定を含む)	20		
			常時病臥・感染症	20		
			精神性	精神障害者保健福祉手帳1～3級	20	
				上記以外の程度	17	
			一般	医師が1ヶ月以上の安静を要すると診断した場合	17	
	療養	医師が1ヶ月以上の通院加療を要すると診断した場合	13			
	障害	障 害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B	20		
身体障害者手帳3級、療育手帳C			18			
身体障害者手帳4級以下			12			
8	介護	居宅外	重度の介護を要する(要介護4・5並びに身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定)	20		
			中程度の介護を要する(要介護2・3並びに身体障害者手帳3級、療育手帳B判定)	16		
			軽度の介護を要する(要介護1並びに身体障害者手帳4級)	14		
			上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)	3		
	看護	居宅内	全介護を必要とする場合(重度心身障害者、要介護3・4・5程度)	20		
			一部介護を必要とする場合(要介護1・2程度)	17		
支援を必要とする場合(要支援)			15			
上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等が必要)		3				
9	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合	20			
10	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20			
11	育児休業 特例利用	育児休業法に基づく休暇の取得であり、入園月の前月まで他の保育園・認定こども園等で育児休業特例利用として在園していた方に限る	4			
12	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合				

※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。

2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。

3 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。

4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。

5 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし、休憩時間は含む。

6 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目とし、指数を決定する。

7 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。

ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減らした後の勤務日数からの指数とする。

★調整指数表

項目	条件	指数
加算指数	1 保育士として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合	1
	2 生計中心者の失業(リストラ等。自発的失業を除く。)により就労の必要性が高い場合(雇用保険受給資格者証の写しを提出)	3
	3 保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時点で保育所等(家庭保育室を含む)に入所している場合や出産要件での入所申込の場合を除く)	1
	4 同居者なしの母子(父子)家庭で、就労(又は就学・技能習得)を継続している又は内定している場合※同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む	5
	5 生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合	2
	6 父母の一人が不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合	4
	7 父母の両方が不存在(死亡など)の場合	7
	8 父母の一人が単身赴任、3か月以上入院などにより不在の場合 ※必要な書類：単身赴任証明書(+赴任先に住民票を移さない場合、単身赴任先の賃貸契約書など)又は、申込時に単身赴任手当の支給実績が分かる書類	2
	9 子ども(4月1日現在18歳未満)が2人以上いる場合(2人を超える場合は、1人に対し1点加算)	1
	10 保護者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級のうち1つを所持している場合☆	3
	11 保護者が視聴覚又は言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合☆2	2
	12 保護者が常時病臥、精神病(手帳なし)、感染症で居宅療養している場合☆2	2
	13 同一世帯に身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している者がいる場合(保護者及び入所申込児童を除く)	1
加算指数	14 特別支援児と入所支援委員会で判定された場合	2
	15 既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合(新年度選考時は、卒業予定児童を除く)又は同時に2人以上の申込をしている場合	2
	16 多胎児が同時に申込をしている場合	4
	17 地域型保育を入所期間満了で卒園する場合(家庭保育室を含む。これに該当する場合、番号18及び番号19は加算しない)※連携施設を自己の判断により選択しなかった場合は除く	4
	18 認可外保育施設などに有料で1か月以上前から、週4日以上かつ1日4時間以上の預託をしている場合(町内家庭保育室以外の場合は所定の証明書が必要) ※就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る	3
	19 認可外保育施設などに有料で預託してから1か月を経過していないが、週4日以上かつ1日4時間以上の預託をしている場合(町内家庭保育室以外の場合は所定の証明書が必要。また一時預かりについては加算対象としない)※就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る	2
	20 保育所等の移行希望者(兄弟が別施設のため同一施設に移行する場合)	3
その他	21 児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	20
減算指数	22 家庭状況 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書にて「希望施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できます。」を選択した場合(実施基準指数上限20点)	-20
	23 同居 同居している6歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月6時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く) ※同居とは、同一住所又は同一建物の場合を含む(世帯分離を含む)	-10
	24 保育料 入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等を3か月以上滞納している場合	-3
	25 滞納 利用者負担(保育料)等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	滞納月 ×-2
	26 広域入所 町外在住者(転入予定者を除く)で、勤務地が町内の場合	-10
27 町外在住者(転入予定者を除く)で26に該当しない場合	-20	

- ※ 1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
 2 番号1は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加算する。
 3 番号10～12、15～16は、それぞれ重複して加算しないものとする。(☆)
 4 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。
 5 番号22に該当する場合は、番号3の指数を加算しないものとする。

★入所選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などには、利用調整(あっせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

町内在住者(転入予定を含む)より町外在住者が指数が高い場合であっても、町内在住者(転入予定を含む)が優先されます。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- 1 同居者なしのひとり親世帯、生活保護世帯(同居者には、住所は別で生計を共にしている場合を含む)
- 2 基準指数が高い者
- 3 同世帯に障害者がいる場合
- 4 既に兄弟が保育所等へ入所しており、同じ保育所等となる場合
- 5 養育している未就学児の人数が多い者
- 6 父母の勤務先等が町外の場合
勤務先等が①全員町外、②町外・町内、③全員町内の順で優先順位が高くなります。
- 7 令和5年度(利用者負担額切替後は令和6年度)町民税所得割額の低い世帯
(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する)

9、町内保育施設のご案内

平群町立はなさとこども園(幼保連携型認定こども園)			
住所	平群町福貴1113番地		電話番号 0745-46-1201
施設定員	130名(保育126名 教育4名)		開園年月 平成27年4月
敷地面積	2620㎡		延べ床面積 881㎡
教育目標	遊ぼう!学ぼう!はじける笑顔とひびきあう心で		
めざす子ども像	<ul style="list-style-type: none"> ・元気であかるくいきいきと遊ぶ子 ・思いやりのある子 ・自分なりに考えて創り出す子 ・自然に親しみ感動をもてる子 		
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆そだてよう=しなやかな体= 基本的な生活習慣と健康な体づくり ◆そだてよう=すこやかな心= 人とのかわり ◆はぐもよう=学びの芽 身近な環境とのかわり 		
子育て支援	園庭開放【第2・4火曜日10:00~11:00】 ※不実施日有り		
	教育認定	保育短時間認定	保育標準時間認定
対象年齢	3歳児~5歳児	生後6か月~5歳児	生後6か月~5歳児
保育時間	月~金 8:30~14:30	月~土 8:30~16:30	月~土 7:30~18:30
休日	土・日・祝日及び 夏季休業 7/22~8/20 冬期休業 12/24~1/6 春期休業 3/26~4/4 (令和6年度日程)	日・祝日及び 年末年始 12/29~1/3 (令和6年度日程)	日・祝日及び 年末年始 12/29~1/3 (令和6年度日程)
延長保育 預かり保育	預かり保育(月8回まで)	延長保育	延長保育
	月~金	月~土	月~土
	14:30~16:30 1回300円	7:30~8:30	18:30~19:30
	長期休業中	日額 200円(上限3,000円)	日額 200円(上限3,000円)
	8:30~14:30 1回300円	きょうだいの同日預かり	きょうだいの同日預かり
	14:30~16:30 1回300円	2人目半額、3人目無料	2人目半額、3人目無料
食事	給食費 3,500円	給食費 4,500円 (3歳児以上クラス)	給食費 4,500円 (3歳児以上クラス)
	園内調理給食 アレルギー除去食対応可 ※アレルギーの程度によっては、除去食の対応ができないこともあります。		
慣らし保育	要相談		
服装	0~2歳児は、指定なし 3~5歳児は、白ポロシャツ、紺ズボン、紺ベスト		
布団	各自持参(2週間に1回持ち帰り) 5歳児以降お昼寝なし		
おむつ	各自持参(持ち帰りなし)		
送迎バス	なし		
その他費用	スポーツ振興センター共済掛金・・・200円 育友会費・・・年額 4,200円		
	その他、絵本代、新学期用品代、園外保育代 等		

平群町立ゆめさとこども園(幼保連携型認定こども園)			
住所	平群町椿井242番地の1		電話番号 0745-45-1104
施設定員	199名(保育124名 教育75名)		開園年月 平成27年4月
敷地面積	4332㎡		延べ床面積 2150㎡
教育目標	遊ぼう!学ぼう!はじける笑顔とひびきあう心で		
めざす子ども像	<ul style="list-style-type: none"> ・元気であかるくいきいきと遊ぶ子 ・思いやりのある子 ・自分なりに考えて創り出す子 ・自然に親しみ感動をもてる子 		
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆そだてよう=しなやかな体= 基本的な生活習慣と健康な体づくり ◆そだてよう=すこやかな心= 人とのかわり ◆はぐもよう=学びの芽 身近な環境とのかわり 		
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放【第1・3火曜日10:00~11:30】※不実施日有り ・子育て支援室【月曜日~金曜日9:30~15:30】自由来園 ゆめさと広場開催(申込必要)月3回木曜日10:00~11:30 ・一時預かり保育 		
	教育認定	保育短時間認定	保育標準時間認定
対象年齢	3歳児~5歳児	生後6か月~5歳児	生後6か月~5歳児
保育時間	月~金 8:30~14:30	月~土 8:30~16:30	月~土 7:30~18:30
休日	土・日・祝日及び 夏季休業 7/22~8/20 冬期休業 12/24~1/6 春期休業 3/26~4/4 (令和6年度日程)	日・祝日及び 年末年始 12/29~1/3 (令和6年度日程)	日・祝日及び 年末年始 12/29~1/3 (令和6年度日程)
延長保育 預かり保育	預かり保育(月8回まで)	延長保育	延長保育
	月~金	月~土	月~土
	14:30~16:30 1回300円	7:30~8:30	18:30~19:30
	長期休業中	日額 200円(上限3,000円)	日額 200円(上限3,000円)
	8:30~14:30 1回300円	きょうだいの同日預かり	きょうだいの同日預かり
	14:30~16:30 1回300円	2人目半額、3人目無料	2人目半額、3人目無料
食事	給食費 3,500円	給食費 4,500円 (3歳児以上クラス)	給食費 4,500円 (3歳児以上クラス)
	園内調理給食 アレルギー除去食対応可 ※アレルギーの程度によっては、除去食の対応ができないこともあります。		
慣らし保育	要相談		
服装	0~2歳児は、指定なし 3~5歳児は、白ポロシャツ、紺ズボン、紺ベストを着用		
布団	各自持参(4週間に1回持ち帰り) 4歳児秋以降回数減 5歳児お昼寝なし		
おむつ	各自持参(持ち帰りなし)		
送迎バス	なし		
その他費用	スポーツ振興センター共済掛金・・・200円 育友会費・・・年額 3,600円		
	その他、新学期用品代、園外保育代 等		

社会福祉法人檸檬会 レイモンド平群こども園(幼保連携型認定こども園)			
住所	平群町西宮1丁目470番1	電話番号	未定
定員	85名(保育70名 教育15名)	開園年月	令和5年4月
敷地面積	3,514㎡	延べ床面積	769.50㎡(予定)
教育目標	檸檬会では、短期的な結果を求めるのではなく、生涯消える事の無い“生きる力”「3つの心」を育てます。人・命を愛する心、自然と共に生きる心、想像(創造)する心。		
めざす子ども像	子どもは幼児期になるにつれ、興味・関心に広がりや深さが生まれ、一人では解決できないことが多くなっていきます。そこでは、他者との協調が生まれ、知恵や力を出し合ったり、自分とは違う考えや思いに触れたり、粘り強く関わることにも繋がっていきます。こうした探究心は、生きる力そのものです。将来、社会で活躍するための大切な根っこを乳幼児期に育みます。		
教育保育内容	3つの心を育むために「なんだろうのその先へ」を合言葉に、自分から学び、友だちと対話しながら興味・関心を持って遊び込むことのできる豊かな環境で保育を実践します。子どもの“探究する心”を大切に！ 大人都合で行わない、子どもの主体性を大切にする保育に取り組んでいます。		
子育て支援	月に1～2回程度、通園されていない地域の子育て家庭に向けて開催します。育児相談、育児講座、子育て家庭の交流会、絵本の読み聞かせ会、園庭開放、給食体験等。他に施設のイベントにご招待することも計画しています。		
	教育認定	保育短時間認定	保育標準時間認定
対象年齢	3歳児～5歳児	生後57日～5歳児	生後57日～5歳児
保育時間	月～金 8:30～14:30	月～土 8:30～16:30	月～土 7:30～18:30
休日	土・日・祝日及び 夏季休業 8/5～8/20 冬期休業 12/25～1/6 春期休業 3/26～4/6 (令和6年度日程)	日・祝日及び 年末年始 12/29～1/3 (令和6年度日程)	日・祝日及び 年末年始 12/29～1/3 (令和6年度日程)
延長保育 預かり保育	預かり保育 月～金 14:30～16:30(30分 100円)	延長保育 月～土 7:30～8:30 16:30～19:30 (30分 100円)	延長保育 月～土 18:30～19:30 (30分 100円)
	土 8:30～16:30(30分 100円) 長期休業中 8:30～16:30(30分100円)		
食事	給食費 6,000円	給食費 6,000円 (3歳児以上クラス)	給食費 6,000円 (3歳児以上クラス)
	園内調理給食 アレルギー除去食対応可 ※アレルギーの程度によっては、除去食の対応ができないこともあります。		
慣らし保育	応相談		
服装	指定なし		
布団	コットベットを使用します。(費用負担、手配ともに園で準備します) ベットに掛けるシーツ、毛布(冬場)、タオルケット(夏場)をお持ちいただきます。 (週1回持ち帰り)		
おむつ	手ぶら登園システム(ご家庭とユニチャームが直接契約)を推奨しております。 (月額2,508円/税込)		
送迎バス	なし		
その他費用	スポーツ振興センター共済掛金・・・170円 体操帽子(垂れ付き)1,100円(入園時のみ) 実費徴収代金が4,500円を超えるご家庭は、支払いシステム(enpay)利用料金として月100円。 イベント・園外活動で必要となる交通費・施設入場料など実費。		

10、各種お問合せ先

お問合せ先	内容	電話番号
平群町 福祉こども課	<ul style="list-style-type: none"> 入園申込みについて 利用調整指数について 保育料について 副食費減免について 保育の必要性の認定について 広域入所について 	0745-45-5872
平群町 教育委員会総務課	ゆめさとこども園・はなさとこども園の <ul style="list-style-type: none"> 園の運営について 定員について 加配について ※ゆめさとこども園・はなさとこども園以外の保育施設等については直接施設にお問合せください。	0745-45-2101
各こども園	<ul style="list-style-type: none"> 園での生活について 園見学について 教育保育方針について 	